

# 各種申請手続きにおける押印廃止と「本人確認」方法について

六ヶ所村税務課

村では、行政サービスの利便性向上のため、各種申請手続きにおける押印を廃止するとともに、第三者からの虚偽、なりすましなどの不正な手段による手続きを未然に防止し、個人情報の保護を図るため、申請時の「本人確認」を次のとおり行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



## ＜本人確認書類＞

申請する際は、次の本人確認書類をご提示ください。

### いずれか1点の提示で足りるもの(写真が貼付してあるものに限る)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 【例】 ○マイナンバーカード | ○療育手帳     |
| ○運転免許証         | ○在留カード    |
| ○運転経歴証明書       | ○学生証      |
| ○旅券(パスポート)     | ○社員証      |
| ○身体障害者手帳       | ○資格証明書 など |

### いずれか2点の提示が必要なもの

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 【例】 ○国民健康保険証  | ○国民年金手帳             |
| ○後期高齢者医療被保険者証 | ○印鑑登録証明書            |
| ○介護保険被保険者証    | ○住民票の写し又は住民票記載事項証明書 |
| ○共済組合員証       | ○母子手帳               |
| ○船員保険証        | ○その他個人識別事項のあるもの など  |

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※申請書に記載されている住所・氏名が確認できる書類を掲示してください。

※氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更内容を確認できる書類をご用意ください。

※郵送による申請の際は、写しを同封してください。

## ＜委任状の取扱い＞

請求者の区分	必要書類
本人又は同一世帯の親族	・窓口に来る方の本人確認書類
上記以外(代理人)	・委任状(代理人選任届)
	・代理人の本人確認書類

※代理人が申請する場合は、委任者本人が作成した委任状が必要です。

【問合せ先】 六ヶ所村役場税務課  
TEL: 0175-72-2111(代表)  
0175-72-8019(直通)